



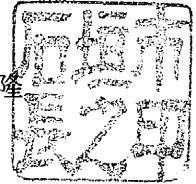
石建都第 777 号

平成 30 年 1 月 15 日

白保リゾートホテル問題連絡協議会

会長 新里 昌央 様

石垣市長 中山 義 隆



公開質問および審査やり直しの要請について

平素は本市の行政運営に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 12 月 18 日付で貴会より要請がありました標記のことにつきまして、下記のとおり回答致します。

記

本市における開発行為等につきましては、石垣市自然環境保全条例の目的の実現のため、市は条例の趣旨の徹底を図り、かつ適切な施策の遂行に努め、また、開発行為等を行おうとする者は、常に自然環境が適切に保全されるよう配慮し、必要な措置を講ずるとともに市が実施する施策及び措置に協力するものとする、とされているところであります。

具体的には、市の関連部局が所管する法令の範囲内で開発行為等を行おうとする者に対して当条例の趣旨の理解を求め、開発行為等を行おうとする者は可能な限りの配慮をするよう協議が行われることになり、石垣市自然環境保全条例に基づく届出があった際には、各種基準の適合性並びに地域や事業者の意見を考慮した上で、最終的に市の同意又は不同意を総合的に判断することになります。

これらのことを踏まえたうえで、貴会よりご質問のあった項目ごとに回答させて頂きたいと思っております。

- (1) 開発行為等の場所により、敷地形状、地形、周辺環境は異なるため、「石垣市開発事業事前指導要綱（以下「指導要綱」という。）」の基準は目安であり、当該基準を満たしていないことによって、直ちに悪影響を及ぼすとは考えにくいと考えております。また、事業者側が今後実施設計において対応を検討することは、事業者側の配慮と捉えております。

(2) 開発行為等の場所により、敷地形状、地形、周辺環境は異なるため、指導要綱の基準は目安であり、また、当該開発行為における届出は景観法第16条第1項に規定する建築物、工作物を対象としておりません。

協議録につきましては、必要に応じて対応していくものであるため、必ずしも作成するものではありません。

(3) 開発行為等の場所により、敷地形状、地形、周辺環境は異なるため、指導要綱の基準は目安であり、また、基準を満たしていないことによって、直ちに悪影響を及ぼすとは考えにくいと考えております。

協議録につきましては、必要に応じて対応していくものであるため、必ずしも作成するものではありません。

(4) 利用方法により計画内容は異なるため、指導要綱の基準は目安であり、また、基準を満たしていないことによって、直ちに悪影響を及ぼすとは考えにくいと考えております。

(5) 前述のとおり、石垣市自然環境保全条例の目的の達成は、事業者の配慮や協力があって初めて成り立つ性格のものであり、市においても、事業者に対し理解を求め、適切な施策の遂行に努めていくものであります。

当該計画では、代替として敷地内の緑化に努めてもらう計画となっており、また事業者側が今後実施設計においてさらなる対応を検討することは、事業者側の配慮と捉えております。

(6) 排水計画につきましては、ボーリング調査をもとに、計画地の浸透性を十分考慮した上で関係機関と協議していると事業者より報告を受けており、開発行為基本計画審査時における排水計画から変更されていることは、関係機関と十分に協議した結果と認識しております。

また、石垣市自然環境保全条例に基づく届出の際に添付する協議録につきましては、市が所管する法令の中で協議を行った記録を必要に応じて作成し、添付することになりますので、他機関が所管する法令に関わる協議に関しましては添付の義務を課されておられません。

(7) 汚水排水の水質につきましては、関係機関と協議がされており、その協議の範囲内での当該排水計画は、海域に著しく悪影響を及ぼすものとは考えにくいため、当該基準が想定する利害関係人は見当たらないものと考えております。

都市計画法に基づく開発行為許可申請の沖縄県への進達事務は、地方自治法及び沖縄県条例に基づく事務となっております。進達に際しては、石垣市自然環境保全条例に基づく手続きの結果として、市は「不同意」である旨を意見として付しております。

今後は、都市計画法に基づき、許可権者である沖縄県が適切に審査していくものと認識しております。

本回答に対し、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

今後も本市の行政運営に対し、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。